

第6章 地域・学校の実状に応じた総合的な支援体制の事例

1 小学校における取組例

特別支援教育は、学校内外の関係者や関係機関のチームワークやネットワークで実現する教育であり、特別な教育的ニーズのある児童への指導や支援を学校全体で考え、対象となる児童、担任、保護者を組織で支える視点が重要である。小学校の場合、学級担任が学級児童への指導の大半を担っていることから、指導や支援の責任を一人で背負ってしまうことがないよう留意することが大切である。

そこで、校内の専門性を活用し、担任への支援とともに特別な教育的ニーズにこたえる小学校の取組について紹介する。

(1) A小学校の概要

児童数は約1,000人。職員数約40人。学級数32学級。

(2) 校内の特別支援教育体制

特別支援学級3学級（知的障害2学級、情緒障害1学級）のほか、LD等通級指導教室が1教室設置されている。

コーディネーターは、情緒障害特別支援学級担任と通級指導教室担当の二人が指名されている。情緒障害特別支援学級の担任は、就学指導、地域及び関係機関との連携を、通級指導教室担当者は通常の学級支援を主な業務として分担している。

校内委員会は、就学指導委員会を拡大して設置し、特別支援教育の推進に関することや就学指導に関する事など、各学年の支援情報の交換を行っている。また、特別な教育的ニーズのある児童に対する具体的な指導や支援に関する内容については、学年会（ケース会）を設け、年5回を年間計画に位置付け、学年部の教職員のほか、必要に応じてコーディネーターも加わり協議している。

A小学校では、特別な教育的ニーズのある児童が多く在籍していることや、特別支援教育を校内研修のテーマに設定していることもあり、教職員の特別支援教育に対する関心はかなり高い。学校内では、自主的に文献研究や情報交換をしたり、児童や職員の“よさ”を積極的に認め合おうとしたりする雰囲気もあり、全職員が協力して特別な教育的ニーズのある児童の支援を進めていこうとする体制が整いつつある。

(3) A小学校の特別支援教育の基本的な考え方

A小学校では、「障害に関する医学的診断の有無にこだわることなく常に

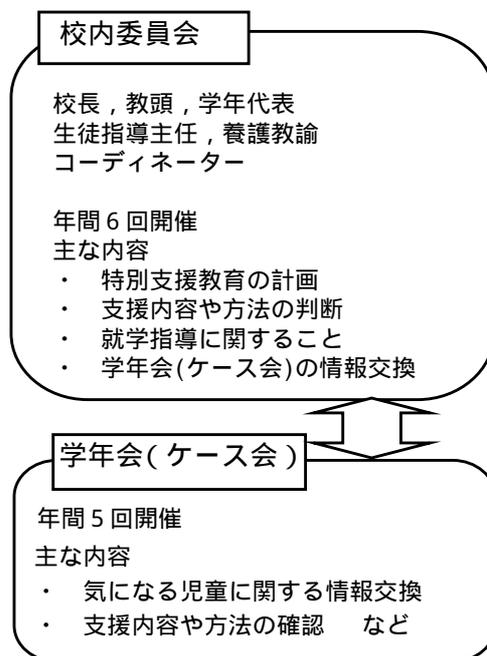


図6-1 A小学校の校内体制

特別な教育的ニーズのある児童（平成18年度）	
通常の学級の特別な教育的ニーズのある児童	
・ 発達障害（知的障害かの判断困難な児童も含む）	59人
・ 医療的配慮を必要とする児童	16人
・ 不登校等の児童	4人
特別支援学級在籍児童	14人
（合計 93人：全児童数の約9.4%）	

児童一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した指導を行う・・・（中略）・・・このことが学校全体に浸透することにより、すべての児童生徒の確かな学力や豊かな心の育成に資する。」という特別支援教育の理念を受け、通常の学級における特別な教育的ニーズのある児童を、LD等の発達障害のほか、医療的配慮を必要とする児童や不登校等の児童も含めてとらえており、対象となる児童は93人になる。

(4) 支援の具体的な進め方

ア 児童への気付きから支援体制へ

特別な教育的ニーズのある児童の把握は、原因や診断によらず児童の状態像から行うようにした。担任には、「LDか、知的障害か、学業不振か、ADHDか、養育上の問題か、その原因にかかわらず“気になる状態の児童”をリストアップする。」ように依頼した。リストアップされた児童については、特別な教育的ニーズがあるかどうかを学年会やコーディネーターによる授業参観や行動観察を経て、校内委員会で判断した。

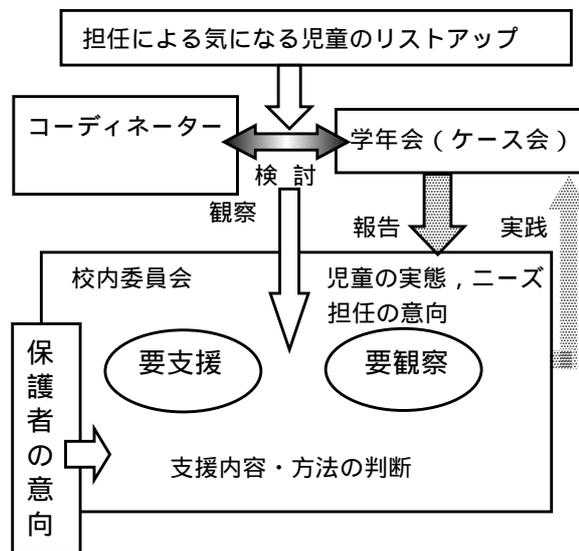


図6-2 支援の具体的な進め方

イ 具体的な支援体制

通常の学級で特別な教育的ニーズのある児童については、児童の実態やニーズ等を基に「要支援」と「要観察」の二つの支援形態で応じることとした。その上で、特別支援学級に在籍する児童及び「要

表6-1 学年の支援の実際

学級	状態像・診断名	支援の形態							
		要支援						要観察	
		支援タイプ(表6-2参照)							
		C	T	H	P	A	S	観察	医療
	行動面の困難(不注意)								
	てんかん								
	学習面の困難(国語)								
	情緒面の困難(不登校)								
	学習面の困難(全般)								
	行動面の困難(不注意傾向)								
	学習面の困難(LDの診断あり)								
	知的障害(知的障害特別支援学級在籍)								
	情緒面の困難(不登校)								
	学習面・家庭環境の困難								
	自閉症(情緒障害特別支援学級在籍)								
	貧血								

支援」児童については、保護者の意向や担任の考えなども基に、表6-2に示したような支援タイプを設け、支援を行うこととした。

表6-2 「要支援」児童への支援タイプ

支援タイプ	主な支援の内容
支援タイプC	担任支援 通常の学級での担任による支援・配慮
支援タイプT	教室支援 TTによる支援
支援タイプH	教材支援 通級指導教室からの教材支援(家庭学習用も含む)
支援タイプP	通級支援 通級指導教室での個別支援
支援タイプA	全校支援 全校体制での支援(安全確保,不登校等)
支援タイプS	特学支援 特別支援学級在籍児童への特別支援学級での支援

また、「要観察」の児童については、学年会（ケース会）で困難さの状況等について共通理解を図るとともに、その後の様子等について情報交換を繰り返すこととした。

A小学校では、特別支援学級や通級指導教室が充実しており、またその担当者が複数名勤務していることから、特別支援学級等の指導や支援のノウハウや障害理解のための情報を通常の学級へ提供し、児童支援、担任支援に活用している。

一方、支援がより適切に、継続したものとなるようにするために、「個別の指導計画」の作成に重点を置き、個別の指導計画作成のためのシートを準備し、すべての担任が作成できるように研修を進めている。

(5) 関係機関や地域との連携

ア 幼稚園・保育所・小学校の連携

A小学校では、新1年生を迎えるに当たって、支援や配慮の必要な幼児について情報を事前に得ることが大切であるととらえ、コーディネーターも含めた1年部の教職員が、新1年生になる幼児の在籍する幼稚園、保育所を3月に訪問して保育参観と幼児観察を行った。

また、夏季休業中には、本校において幼稚園や保育所の職員との情報交換会を実施し、特別な教育的ニーズのある児童への支援について検討する機会を設けた。

イ 小・中学校の連携

平成18年度から、B中学校と同校区にある小学校4校とで「B中学校区における特別支援教育連絡協議会（通称：5校連絡会）」を設立した。同年9月には第1回の連絡会を開催し、各学校の校長が出席して、運営の方向性や活動内容等に関して協議した。11月には各校の特別支援教育担当者を中心に第2回連絡会を行い、小中学校間の円滑な支援継続の在り方と「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の形式統一に関する話し合いを進めた。

平成19年度は、夏季休業中に教育委員会主催で研修会が開催され、幼稚園、保育所の関係者や小・中学校のコーディネーター等に加え、地域の保健師、特別支援学校のコーディネーター（地域担当）も出席して連携推進のための協議や研修がなされた。

また、夏季休業中には、A小学校の生徒指導担当が中学校の生徒指導担当に呼び掛けて連絡会を実施し、行動面の困難さ等に関する児童生徒の理解や支援方法等に関する情報交換や協議を行い、児童生徒の困難さを視点として共通理解することを通して、連携が図れるように取り組んでいる。

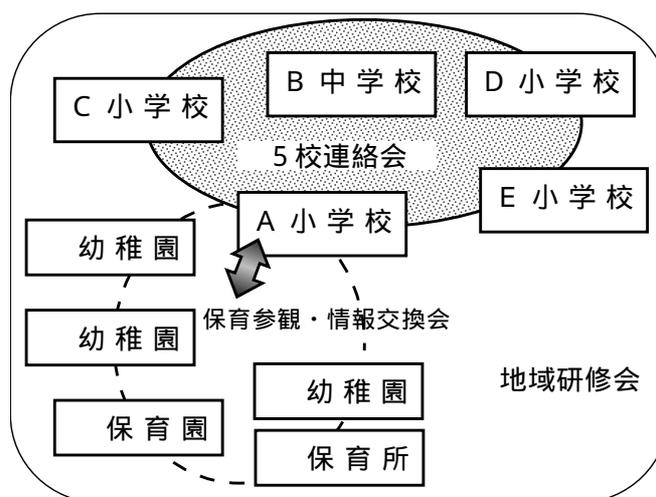


図6-3 幼・保・小・中の連携

2 中学校における取組例

中学校では、学級担任のほか、教科担任や部活動顧問などの多くの教職員が生徒にかかわり、指導を行っている。このことは、多面的な視点による生徒理解が可能になるというメリットである反面、共通理解不足により指導や支援の一貫性が図りにくいというデメリットにもなりうる。そこで、中学校において、特別な教育的ニーズのある生徒への支援を進めていくに当たっては、特別支援教育や発達障害に関する理解を基に、生徒にかかわる情報を教職員間で共有していく取組が重要となる。また、中学生の段階では、学習面や行動面、対人関係面などの一次的な困難さだけでなく、周囲の不適切な対応の繰り返しや達成経験の不足等による自己評価や意欲の低下といった二次的な困難さから、不適応の状況に陥っている生徒も少なくないことを考慮することが必要である。

そこで、生徒の実態把握の在り方や生徒に関する教職員間の情報共有の在り方に関して、以下の県内の中学校の実践を紹介する。

F 中学校： 職員会議や職員朝会での報告，事例研究会で全教職員が理解を進める校内体制の整備の取組
G 中学校： 全教職員による全生徒のスクリーニング実施で，情報の共有化と指導の継続性を図る取組
H 中学校： 生徒に関係する教職員で個別の指導計画を協働してつくりあげることによる共通実践の取組

(1) 校内支援体制の整備（F 中学校）

島しょ部にある生徒数約60人，教職員10数人の学校である。特別支援学級は設置されていない。

「特別支援教育委員会」を設置し，全生徒を対象にした困難さの把握とともに，特別な教育的支援を必要とする生徒に関する情報は職員朝会や職員会議で随時報告し，確認し合う体制をとっている。また，事例研究会を通して，各教科や学級

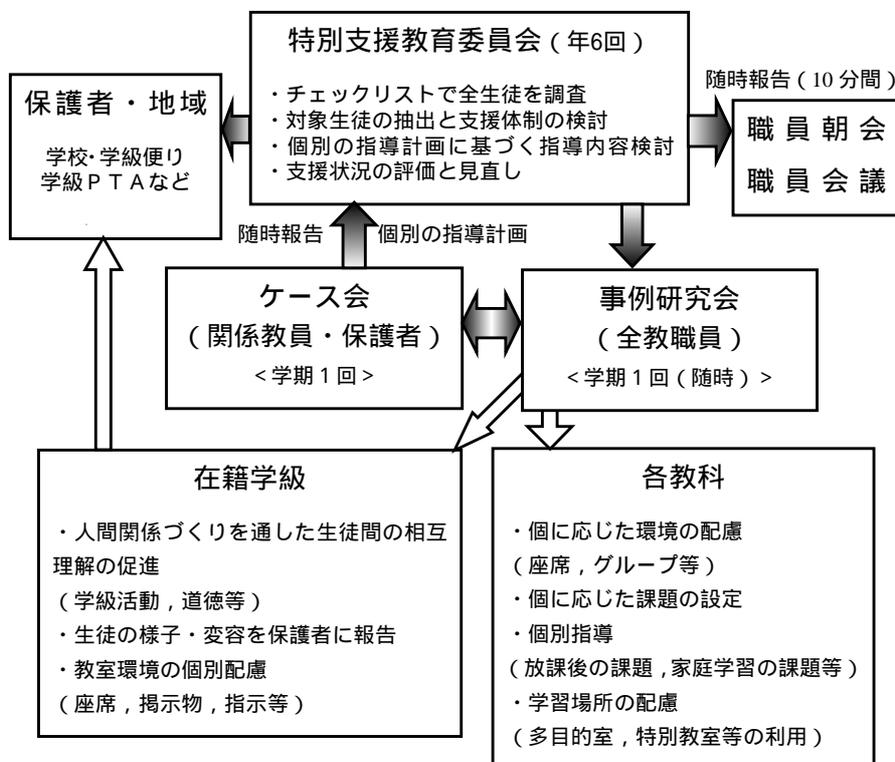


図6-4 F中学校の校内支援体制

での指導の在り方について全員で検討し合う場を設けている。

特別支援学校が近隣にないため、巡回相談は年間1回であるが、授業参観を通して、生徒理解や具体的な支援方法について助言を得ている。

また、「校区内学習会」を開催し、幼稚園・保育所、校区内の小学校、高等学校、保健所や市町村福祉課、療育施設などの職員との合同研修や情報交換を行っている。

教職員の異動が3年サイクルであることから、特別な教育的ニーズのある生徒に関する情報の確実な引継ぎのため、個別の指導計画とともに学級や授業の記録ファイルを充実させている。

(2) 生徒の実態把握（G中学校）

生徒数約100人，7学級（うち，1学級は知的障害特別支援学級），教職員10数人の学校である。

中学校では，教科や部活動など場面によって生徒の様子も異なり，教職員によって様々な視点から，生徒の困難さへの気づきが得られやすい。反面，生徒の困難さについて教職員間で共通理解することや，年度を越えて必要な情報を継続することが難しい場合もある。

そこで，学級担任や教科担任などの全教職員による，全生徒を対象としたスクリーニングを実施するとともに，情報共有がスムーズになされるように個人カルテの作成を行った。

具体的には，生活面や授業中の様子などの日常の行動観察，標準学力検査等の結果を基に，各項目ごとに全教職員が担当する生徒についてチェックし，併せて困難な状況等について記述するようにした（表6-3）。このチェック表を基に，印が複数付いている支援の必要な生徒を抽出して，個人カルテとして（表6-4）のように整理し，学年部会で支援策について検討するようにした。

このような教職員全員による実態把握を行ったことで，生徒一人一人にかかわる際の視点が共有化されるとともに，指導の焦点化が図られた。

表6-3 生徒の様子のチェック表

番号	氏名	落ち着き	私語	無気力	忘れ物	指示理解	こだわり	交友関係	問題行動	身体面	家庭環境	学習到達状況	欠席日数	その他	所見
1															
2															・ 国，理は特に基礎的な学力が劣っている。
3															
4															・ 人に嫌なことをされると，感情的になるか相手に仕返す。 ・ 集中力が持続しない。状況判断がうまくできず，相手の気持ちを考えない発言がある。 ・ 係の仕事は気を利かせてする。 ・ 指示理解が弱く，きょんとしていることがある。
5															忘れ物が多いところが気になる。
6															全体的に学力が劣る。

表 6 - 4 個人カルテ（個別の指導計画）

番号	氏名	落ち着き	私語	無気力	忘れ物	指示理解	こだわり	交友関係	問題行動	身体面	家庭環境	学習到達状況	欠席日数	その他
4														
所見		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人に嫌なことをされると、感情的になるか相手に仕返す。 ・ 集中力が持続しない。状況判断がうまくできず、相手の気持ちを考えない発言がある。 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 係の仕事は気を利かせてする。 ・ 指示理解が弱く、きょんとしていることがある。 							
指導計画	支援項目	指導の方法												
	落ち着き	活動を視覚的に確認し、自ら取り組めるように活動内容・手順表を作成し、取組状況をその都度確認・賞賛する。												
	忘れ物	準備物、提出物はメモ書きで渡す。家庭への協力を依頼し、必要に応じて担任が連絡を取り、確認する。												
	学習到達状況	教科担任が個別課題プリント（量的には少し）を準備し、宿題にする。プリントを基に放課後に個別指導する。												
評価	1学期													
	2学期													
	3学期													

(3) 個別の指導計画の作成（H中学校の取組）

生徒数約150人、学級数7学級（うち、1学級は知的障害特別支援学級）、教職員10数人の学校である。H中学校では、特別な教育的支援を必要とする生徒の抽出に当たって、以下のような段階を踏まえて検討した。

<第1段階>

1学期の学校生活を通して、課題を抱えた生徒を全教職員に出してもらおうとともに、知能検査や標準学力検査等の結果も踏まえ、全教職員による複数の視点からスクリーニングを行った。

<第2段階>

スクリーニングの結果を基に、校内研修において、特別な教育的支援を必要とする生徒について確認や共通理解を行った。

<第3段階>

第2段階の結果を受け、学年部で個別の指導計画が必要な生徒について検討した。

スクリーニングや学年部による検討の結果、18人の生徒について、学習面や学校生活面からの個別の指導計画に基づいた特別な教育的支援が必要であることを全教職員で共通理解した。

個別の指導計画作成に当たっては、保護者との相談や連携が重要ではあるが、相談が進んでいないケースや行動観察等による実態把握の必要な生徒もいることから、図6-5に示したような手順で作成した。

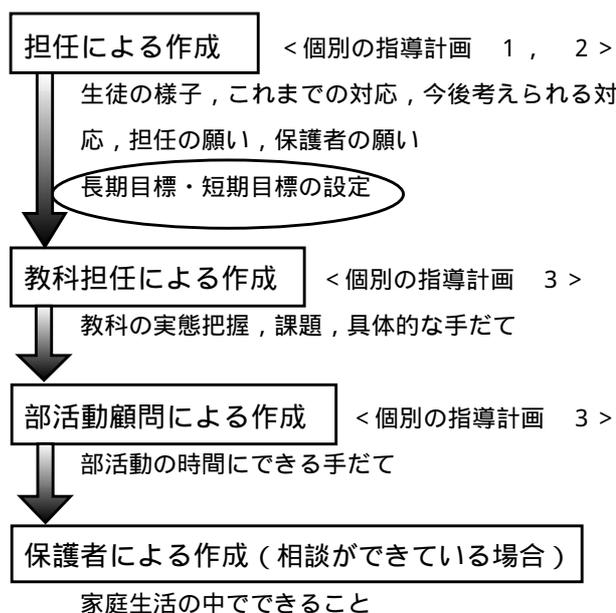


図 6 - 5 個別の指導計画作成の手順

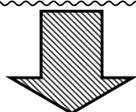
表 6 - 5 個別の指導計画 1 (実態把握)

学年・組	年 組	生徒名	性別	男・女
生年月日	年 月 日	保護者	担任名	
担任の気付き(困難性等)		生徒の長所		家庭での様子
2年次 ・やる気は見られるが、授業にはついていけない状況である。 3年次 ・昨年と比べて学習意欲は高くなってきている。しかし、まだ理解が不十分である。		2年次 ・積極的に学習しようとする。 3年次 ・学習に対して意欲的である。 ・進んで英語検定などに挑戦しようとする。		3年次 ・弟と妹が3人おり、落ち着いて学習に取り組める雰囲気ではないようだ。 ・保護者は協力的である。
生徒の様子		これまでの対応	今後考えられる対応	
学 習 面	2年次 ・1年次の理解が不十分である。心情内容が把握できない。かけ算が苦手である。 3年次：2年次とほぼ同様である。	2年次 ・放課後等を利用して、担任を中心に補充学習を行った。	・選択教科の時間を使い、補充学習を行う。 ・放課後の補充学習を行う。	

表 6 - 6 個別の指導計画 2 (目標と支援内容・方法, 評価)

担任による作成

長期目標 (年間)	学 習 面	・漢字の読み書きができるようになる。 ・計算問題ができるようになる。
	生 活 面	・家庭における生活リズムの習慣化を図る。
短期目標	1 学 期	・漢字の読み書きができるようになる。
	2 学 期	・計算問題ができるようになる。
	3 学 期	・入試問題(テスト問題)に対応できる力をつける。
支援の内容 支援の方法	1 学 期	・選択教科の時間を活用し、小学校の学習内容(読み・書き・計算)の復習をする。
	2 学 期	・昼休みや放課後、長期休業中等を利用し、個別指導を充実させる。 ・保護者との連携を深め、家庭学習の充実を図る。
	3 学 期	・過去の入試問題を読み、問われている内容にアンダーラインを引き、理解できるようにする。



担任が作成した個別の指導計画 1, 2を受けて、各教科担任及び部活動顧問が作成する。

表 6 - 7 個別の指導計画 3 (教科・領域等)

教科・領域等	実 態	課 題	具体的な手立て
国 語	・漢字帳は毎日欠かさず提出するが、誤字が多い。文章の読み取りや音読が苦手である。	・漢字の読み、書きの徹底を図る。 ・文章に読み慣れる。	・文字の訂正を丁寧に行う。 ・教科書や短めの文章題を使って、音読するとともに、キーワードに印を付ける。
数 学	・正負の数の計算を安定してできない。 ・四則計算が不確実である。	・四則計算が確実にできるようになる。	・夏休み、放課後を通して、基礎・基本の定着を図る。 ・日々題の取組をする。
社 会	・授業には真剣に取り組んでいる。テスト結果も少しずつよくなってきている。	・重要語句の習得を図る。	・内容を精選して、最重要語句から優先的に暗記させる。 ・個別に小テストをする。

このように作成した対象生徒全員分の個別の指導計画を、夏季休業中の校内研修の時間に全教職員に配付して共通理解を図り、2学期からの共通実践に取り組んでいる。

全教職員で個別の指導計画を作成したことにより、対象生徒だけではなく、他の生徒への指示の出し方も明確なものになったり、指導の手だての工夫がなされたりするなど、授業改善への効果が見られるようになってきている。